

平成 20 年 11 月 21 日

金融庁監督局総務課バーゼルⅡ推進室 御中

「銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例案」に対する意見

全国銀行協会

今般、当協会では、平成 20 年 11 月 13 日付で意見募集が行われました標記案に関する意見を下記のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

われわれは、今般の銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化措置は、10 月 30 日に公表された政府の「生活対策」において示された方針に沿って、国際合意の枠組みの範囲内で必要な措置が講じられたものと理解している。

今回の特例案の適用において、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（案）」（別紙 1－1）の第 1 条第 1 項および第 2 条第 1 項による国際統一基準の「新基準」（国債等の評価損益は自己資本に反映しない扱い）採用開始時期は、特例告示の有効期間内の任意の時期でよいことを確認したい。

以 上